

令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業

業務委託仕様書（案）

1 件 名

令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業業務委託

2 目 的

福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル及び SNS を活用し、県産農林水産物の魅力を国内外へ広く発信するため、動画制作、Web 広告、SNS 運用を一体的に実施することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

4 委託業務内容

委託業務として、以下（1）～（3）に掲げる業務を行うこと。

（1）YouTube チャンネル広告動画の制作及び SNS 動画広告プロモーション

福島県農林水産部公式 YouTube チャンネル「1400 のネタばらし」及び「ふくしま旬物語」（以下、「部公式チャンネル」とする。）の広告動画を制作し、当該動画を SNS 動画広告によりプロモーションを行うこと。

ア 動画の制作

- ・ 本編（90秒以上）、ダイジェスト版（30秒）、ショート版（15秒）の3種類を各チャンネルで作成（計6本）する。なお、各尺の動画は必ずしも同一内容の短縮版に限らず、それぞれ独立した構成の動画とすることを妨げない。
- ・ 形式はMP4とする。
- ・ 制作した動画の著作権は、原則として福島県に帰属するものとし、県と協議の上、適切に管理すること。また、受託者は著作者人格の行使をしないものとする。また福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権、その他権利を侵害することのないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

イ SNS 動画広告によるプロモーション

- ・ 各動画1本あたり、5万回以上の再生回数を設定し、YouTube 動画広告を行う。
- ・ 他 SNS（Facebook、Instagram、X 等）における動画広告及びインターネット上の広告も視聴促進効果等がある場合は実施する。

（2）著名人とのコラボ動画の制作及び関連グッズプレゼント企画の実施

本県や県産農林水産物の魅力発信に効果的と認められる著名人等を起用したコラボ動画を制作し、動画に関連するグッズを製造し、視聴者向けプレゼント企画を実施する。

ア 著名人とのコラボ動画制作

- ・ 芸能人出演の動画及び YouTuber 出演の動画を各1本（計2本）制作する。
- ・ 芸能人出演動画及び YouTuber 出演動画それぞれについて、異なる県産農林水産物の品目を1つずつ指定し、関係市町村と連携しながら PR を行う内容とすること。

イ SNS 動画広告によるプロモーション

- ・ 各動画1本あたり、2万回以上の再生回数を設定し、YouTube 動画広告を行う。

- ・ 他 SNS (Facebook、Instagram、X 等) における動画広告及びインターネット上の広告も視聴促進効果等がある場合は実施する。
- ウ コラボグッズの製造及びプレゼント企画の実施
- ・ 上記アの芸能人及び YouTuber と県産農林水産物に関するコラボグッズ（例えばトートバッグ等）を製造する。
 - ・ 応募受付及び発送業務は受託者が実施する。
 - ・ 芸能人出演動画に係る企画及び YouTuber 出演動画に係る企画を、それぞれ 1 回ずつ、各 50 名を対象としてプレゼント企画を実施する。
(著名人の肖像権等の関係で実施が困難な場合は動画で取り上げた県産農林水産物のプレゼントキャンペーンとする)
 - ・ 上述のコラボグッズの製造及びプレゼント企画は芸能人及び YouTuber のそれぞれ 1 回ずつ実施する。

(3) Instagram アカウントの開設及び運営支援

部公式チャンネルを周知するため、1 つの Instagram アカウントを活用し、当該アカウントの開設及び運営を支援すること
なお、運営形態は次のとおりとする。

- ・ アカウントの開設は県が行う。
- ・ 投稿する画像と文面案を受託者が作成し、県に提出すること。掲載頻度は契約期間中、月 4 回とし、上記（1）及び（2）を周知する内容の他、部公式チャンネルの認知向上及び視聴促進につながる内容を掲載する。
- ・ 掲載作業は県が実施する。

5 成果品

- (1) 上記 4 の実施結果をまとめた報告書
- (2) その他、福島県が必要と判断したもの。

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

7 委託業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、福島県と協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、福島県と協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに福島県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、福島県担当者と協議し、その指示に従うこと。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議の上、定めることとする。

その他本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。